

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の方へ 70歳以上の高額療養費の制度改正のお知らせ

平成29年8月から高額療養費の上限額が変わります

『高額療養費制度』とはひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限が表のとおり変更となるのでお知らせします。

適用区分	平成29年7月まで		平成29年8月から	
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	44,000円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円※)	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円※)
一般	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 (多数回44,400円※)
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円		15,000円

※過去12カ月以内に上限額に達した回数が3回以上だった場合、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

■問合せ 住民生活課医療保険係 ☎72-6909

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業などの場合は、保険料の全額または一部の納付が免除されます。また、学校教育法に定める大学等に在学する方で、前年所得が基準額以下の方は、猶予(先送り)申請ができます。

▼申請場所 住民生活課または大田原年金事務所

▼持ち物 印鑑・年金手帳

※学生の方は、在学証明書または

**平成29年度国民年金保険料免除・納付猶予申請
および学生納付特例申請はお済みですか？**

老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間(受給資格期間)が、「25年」から「10年」に短縮されることになりました。日本年金機構では、これまでに対象となる方に黄色の封筒(角形2号)をお届けしています。

制度の開始は、8月1日(最も早い年金のお支払いは平成29年10月)です。まだ請求手続きをされていない方は、今すぐねんきんダイヤルにお電話をお願いします。

予約の上、年金事務所へ手続きを行ってください。

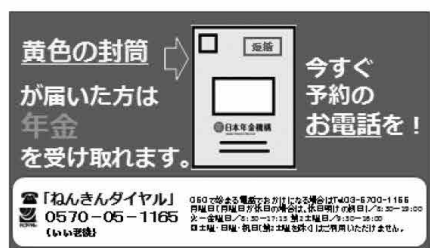
▼申請場所 大田原年金事務所

学生証(裏面も含む)の写しも必要です。

▼問合せ

○住民生活課住民年金係 ☎726908

○大田原年金事務所 ☎0287-22-6311



▼問合せ

○ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

○大田原年金事務所 ☎0287-22-6311

